

別添

中央卸売市場開設者に係る検査実施要領
(第3の2の(6)関係)

(制定 令和3年9月7日)

中央卸売市場開設者に係る検査実施要領

目 次

第1 目的	1
第2 中央卸売市場の運営状況の把握	1
第3 主要着眼事項	1
第4 業務検査に係るチェックリスト	2
第5 財務検査に係るチェックリスト	19

第1 目的

この要領は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第12条第2項の規定に基づき、国が中央卸売市場の開設者（以下「開設者」という。）に対して実施する検査について、開設者が、業務の運営に関して、取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）に対して不当に差別的な取扱いをしないこと、卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること、卸売市場の業務に関する規程に定められている遵守事項を取引参加者に遵守させるため、取引参加者に対して、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとること、取引参加者に遵守事項を遵守するために必要な体制を有すること、業務の運営に必要な資金を確保すること及び卸売業者が卸売業務を的確に遂行することができると見込まれることが求められていることを踏まえ、検査の視点、具体的な検査の手続・方法等を定めることを目的とする。

なお、この要領は、検査員が開設者を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、その適用に当たっては、法令等で定められている事項を除き、開設者に対して、この要領の各チェックリストの水準を一律に義務付けるものではないことに留意し、開設者及び取引参加者の規模、特性等を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

また、この要領の各チェックリストに記載されている固有名詞が業務規程等（卸売市場の業務に関する条例、施行規則、要綱、要領、その他の規程をいう。以下同じ。）と異なる場合があることに留意して運用する必要がある。

第2 中央卸売市場の運営状況の把握

検査の実施に当たっては、以下の点について、開設者に対して確認して、卸売市場の運営の実態を把握する。

- 1 開設者の組織体制（担当業務の概要、従事職員数等）
- 2 直近年度末の収支状況及び今後の見込み
- 3 開設者の取引参加者に対する検査の状況（内容、実施頻度等）
- 4 当該市場における課題・問題点
- 5 その他

第3 主要着眼事項

開設者について、特に、着目すべき事項及び点検すべき事項は次のとおりである。

1 業務検査

業務検査では、開設者が法第4条第5項第3号及び第4号に基づく遵守すべき

事項（注）を念頭に置きながら、各検査項目を確認し、その信ぴょう性を検証するとともに、開設者の認識等について把握して、内部けん制及び取引参加者に対するけん制を確立した上で業務管理が行われているか検証する。

なお、業務検査の検査項目、検証手続等については、「第4 業務検査に係るチェックリスト」を参照すること。

（注）法第4条第5項第3号及び第4号に基づく遵守すべき事項

- （1）取引参加者に対する差別的取扱いの禁止
- （2）卸売の数量及び価格並びに予定数量の公表
- （3）取引参加者に対する指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置
- （4）卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとの売買取引の方法の設定
- （5）取引参加者が売買取引を行う場合における決済の方法の設定

2 財務検査

財務検査では、検査に着手した日の直近の運営状況報告書が作成された事業年度の卸売市場の予算執行及び決算処理、業務運営に必要な資金の確保等について、法令、条例、規程等に基づき、適正な会計処理、管理及び運用が行われているか検証する。

なお、財務検査の検査項目、検証手続等については、「第5 財務検査に係るチェックリスト」を参照すること。

第4 業務検査に係るチェックリスト

検査項目	検証手続	留意すべき事項	検証資料
I 差別的取扱い 1 承認行為	取引参加者から提出された申請書及び承認書を閲覧して、承認状況及び未承認案件の状況を検証する。	イ 正当な理由なしに特定の取引参加者に対してのみ便宜を図る、優遇するなどの措置をとっていないか。 ロ 未承認案件が特定の取引参加者に偏っていないか。 ハ 未承認案件が長期間に及んでいないか。また、その理由は妥当か。	各種申請書（相対取引、仲卸業者及び売買参加者以外の者（以下「第三者」という。）への卸売、兼業、市場外販売、卸売業者の買受物品等の制限、卸売の相

			手方としての 物品の買受け、 用途変更、転貸 等)
2 使用料の徵 収行為	取引参加者に対する 使用料の收受、徵収 状況を示す書類を開 覧して、適正に処理さ れているか検証する。	イ 使用料の徵収に当たっ て、正当な理由なく、減免又 は過大徵収をしていない か。 ロ 卸売業者から提出された 内容と齟齬がないか。	使用料徵収内 訳等に係る書 類
II 卸売物品の 公表の状況	開設者による主要 な品目の卸売予定数 量、卸売の数量及び価 格等の公表について 適切に行われている か検証する。	イ 公表の内容は、必要な項 目（卸売予定数量、産地、 価格、取引の方法ごとに、 高値、中値、安値に区分等） を満たしているか。 ロ 卸売業者から提出された 内容と齟齬がないか。	卸売業者から 提出された卸 売物品の公表 に係る書類、公 表した内容を 示す書類等
III 取引参加者 への関与 1 開設者の業 務運営体制 (1) 地方公共 団体	責任ある業務執行 体制の下、取引参加者 の指導や検査等の各 業務を適正かつ的確 に遂行できる体制が 整備及び確立されて いるか、卸売市場に係 る業務規程等、運営協 議会等（市場運営協議 会、市場取引委員会等） の市場の業務運営、売 買取引等に関し必要 な事項を調査審議す るための組織をいう。 以下同じ。）の規程、 運営状況報告書、組織 図、議事録等を開覧し て、業務運営体制の妥 当性を検証する。	イ 業務実態と部室課等の設 置状況に整合性はあるか、 また、業務を的確に遂行す るために必要な人材を適正 な規模で配置しているか。 ロ 指導及び検査を実効的に 行う能力を向上させるた め、自ら研修を実施するほ か、外部組織が実施する研 修に職員を参加させるなど 人材育成を行っているか。 ハ 業務規程等に定める開設 者が行うべき日常業務（事 故処理対応等）を適切に行 っているか。 ニ 卸売業者、仲卸業者及び 売買参加者（仲卸業者以外 の買受人であって、開設者 による承認、登録等が行わ れている者。以下同じ。）の 名簿、関連事業者名簿、せり 人名簿の記載事項及び整備 状況は適切か。 ホ 上記ニの名簿の登録抹消 手続を適切に行っている か。 ヘ 運営協議会等について、 ① 招集手続及び目的事項 ② 開催に必要な出席数の 状況 ③ 運営協議会等成立要件	運営状況報告 書、市場見取 図、開設者の組 織図、研修計 画、研修実施関 係書類、条例、 施行規則、要綱 (各種)、要領 (各種)、運営 協議会等議事 録、卸売業者、 仲卸業者、売買 参加者の各名 簿、せり人名簿 等

		<p>及び議決</p> <p>④ 議事の審議及び運営 ⑤ 議事録の作成 は、規程に基づき適正か。</p>	
(2) 地方公共団体以外の法人	上記(1)地方公共団体のイからホまでに加え法人としての業務運営態勢を検証する。	<p>イ 取締役会（取締役会と同等の機能を有する組織を含む。以下同じ。）</p> <p>① 取締役会は、開設者としての役割を踏まえ、経営方針及びこれに沿った経営計画等を策定して、役職員に周知しているか。</p> <p>② 取締役会は、監査の結果及び各部門からの報告等に基づき、経営に重大な影響を与えると認められる問題等について、速やかに改善のための効果的な施策を講じているか。</p> <p>③ 取締役会は、組織態勢を検証するとともに、業務内容等の変化に応じて経営管理態勢の改善・見直しを行っているか。</p> <p>ロ 取締役（取締役と同等の役員を含む。以下同じ。）</p> <p>① 取締役は、監査の結果及び各部門からの報告等に基づき、経営管理を含む組織・業務に係る問題を把握した場合には、取締役自らが十分な理解と認識の下、率先して問題点の改善・見直しを行っているか。</p> <p>② 取締役は、その職務の執行に当たって、忠実義務及び善管注意義務を十分果たしているか。</p> <p>ハ 監査役（監査役と同等の役員を含む。以下同じ。）</p> <p>① 監査役は、法令等に則り、その独立性を確保しているか。</p> <p>② 監査役は、取締役の適切な内部管理態勢の整備状況等、監査すべき事項を特定して、監査方針及び監査計画を策定しているか。</p>	取締役会議事録、株主総会資料、経営方針、経営計画、監査方針、監査計画、監査報告書等

		<p>るか。</p> <p>③ 監査役は、付与された広範な権限を適切に行使して、会計監査に加え、業務に関する監査を実施しているか。</p> <p>④ 監査役は、取締役会に出席して、必要に応じて意見を述べるなど、取締役の職務執行状況について適切に監査を行っているか。</p> <p>⑤ 監査役は、取締役が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるとき、又は取締役に法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく取締役会に報告しているか。</p>	
2 開設者による指導・検査 (1) 指導	取引参加者に対する報告徴求、改善措置命令、是正措置命令、指導等に係る書類を閲覧して、適切に指導が行われているか検証する。	<p>イ 報告徴求、改善措置命令、是正措置命令等に対する報告を受理しないまま放置していないか。また、これらに対する報告内容が適切でないにもかかわらず、指導を怠っていないか。</p> <p>ロ 報告徴求、改善措置命令、是正措置命令等の対象となる基準を設けているか。同措置は適切に行われているか。</p> <p>ハ 改善措置命令、是正措置命令、指導等に対する改善状況の確認が適時に行われているか。</p>	報告徴求、改善措置命令、是正措置命令、指導等の各資料、報告徴求、改善措置命令、是正措置命令等の基準に係る資料等
	卸売業者に対する検査実施状況を示す書類(検査計画、実績、検査体制、日数、人員、検査内容、検査結果、指摘内容、外部専門家の活用等)を閲覧して、検査が適時適切に行われているか検証する。	<p>イ 取引参加者に対する検査体制がその機能を発揮できるよう構築されているか。</p> <p>ロ 検査体制、検査内容は、卸売市場の業務の適正かつ健全な運営の確保に資する妥当なものか。</p> <p>ハ 検査計画を立てているか。</p> <p>ニ 検査計画どおり検査が実</p>	検査計画、検査実施、検査結果に係る資料等

		施されているか。 木 検査結果を対象者に通知して、改善を促しているか。	
3 開設者の業務運営 (1) 承認事務	取引参加者から提出された申請書、承認（許可）書等を閲覧して、適切に処理されているか検証する。	<p>イ 申請書の理由、件数、数量等が同業他社との間で大きな隔たりや偏りがないか。ある場合、その原因や理由を把握して、問題がある場合は指導等を行っているか。</p> <p>ロ 業務規程等の定めに反する内容の申請に対して、承認（許可）を行っていないか。</p>	取引参加者から提出された各種申請書、承認（許可）書、届出書（報告書）等
(2) 報告、届出書等の管理及び確認	取引参加者から提出された報告書、届出書等を閲覧して、適切に管理されているか確認する。	<p>イ 報告書、届出書等は、文書規程等に従い適切に保存管理されているか。</p> <p>ロ 報告書、届出書等の内容の確認を行い、適当でないと認められる場合等において、是正するよう指導しているか。</p>	同上
(3) 仲卸業者及び売買参加者に対する関与	卸売市場の買受人である仲卸業者及び売買参加者が大幅に減少している場合の分析、対策及び検討状況を検証する。	イ 減少に対する分析を行い、大幅に減少している場合は、対策の検討を行っているか。	仲卸業者及び売買参加者数の推移、経営計画、経営展望等
4 取引参加者の遵守事項に対する開設者の関与	<p>取引参加者が法第4条第5項第5号に基づく遵守すべき事項は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 売買取引の原則 (2) 卸売業者による差別的取引の禁止 (3) 卸売業者による売買取引の方法 (4) 卸売業者による売買取引の条件の公表 (5) 卸売業者による受託拒否の禁止 (6) 決済の確保 (7) 卸売業者による卸売の数量及び価 		卸売業者の定款、受託契約約款、社内組織図 国に提出する事業報告書等 (開設者が現に入手している資料に限る。 (検査項目4全てに適用))

	<p>格、予定数量、委託手数料等の状況等の公表</p> <p>取引参加者が遵守すべき事項の検証に際しては、これらのこととを念頭に置きながら、開設者が卸売業者から現に入手している資料(検査又は資料収集により入手している資料を含む。)を閲覧して、以下の事項を検証するとともに、開設者の認識等の状況を把握して、取引参加者に対する指導等の関与が適切に行われているか検証する。</p>	
(1) 売買取引の原則	<p>卸売業者の非違行為のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 仕切り改ざん ② 架空取引 ③ 委託物品において出荷者が不利益を被っている取引(卸売業者が売買代金の一部を搾取するなど) ④ 営業担当者の不正行為(売買代金の私的流用等) <p>等に留意した上で、開設者が改善措置命令の対象としている行為や公正かつ効率的な売買取引を歪める行為が行われていないか及び当該非違行為が検出された場合に開設者が適切に関与しているか検証する。</p>	
i 集荷業務	<p>卸売業者に係る特定日の送り状等を閲覧して、実態のない取引がないか等を検</p> <p>イ 荷受物品に、出荷者名、出荷先卸売業者名、出荷年月日、物品の種類、品質、等級、数量、原産地等の確</p>	<p>卸売業者保有の送り状、現金払の判取り帳、荷受物品の引</p>

		<p>証する。</p>	<p>認に必要な事項を記載した送り状が添付されているか。</p> <p>□ 荷受物品に送り状が添付されていない場合、卸売業者が送り状用紙を準備して、使用させるなど適切な対応をしているか。</p> <p>ハ 出荷者が実在しているか。</p> <p>ニ 荷受物品を買受人へ引き渡す際の記録（荷受担当者への指示書、営業担当者のメモ等）と取扱物品を卸売したときに作成する記録（以下「販売原票」という。）の記載が相違するなど、不適切な取引をしていないか。</p>	渡記録等
ii 販売業務	1 特定の日の販売原票を閲覧して、実態のない取引、記載事項の正確性を検証する。		<p>イ 販売原票は、所定の記載事項が正確に記入されているか。</p> <p>□ 販売原票に記載された事項を訂正する場合、その理由が明確にされているか。また、所定の方法又は手続を経て訂正されているか。</p> <p>ハ 販売原票の補助簿、現場帳簿等の原始記録が販売原票及び販売原票の電子データと異なっていないか。</p> <p>ニ 荷受物品を荷割り（販売先ごとに数量を仕分けすること）するための指示書類と販売原票の販売先別数量が一致しているか。一致していない場合、それが繰り返されるなど、不自然な処理が行われていないか。</p> <p>木 作成された販売原票の内容等について営業部門等の責任者の点検が確実に行われているか。</p>	卸売業者保有の販売原票及びその原始記録、販売原票の電子データ等
	2 特定の月の販売原票の元となる電子データを閲覧して、実態のない取引、不正取引等がないか検証する。		<p>イ 同日に販売した同一荷主、同一品目又は同一等級の物品間で販売単価に相当な開きがあるなどの不自然な取引を繰り返すことにより、販売原票に実在しない物品の販売の記録、又は実</p>	販売原票の電子データ、仕入の電子データ、出荷者名簿、販売先名簿等

		<p>際の販売価格とは異なる価格を記載していないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 売上げの嵩上げ等を目的として、売買取引を連鎖させ最初の売主が最終の買主と同一となる取引を繰り返すこと（循環取引）を行っていないか。 	
iii 仕切事務	売買仕切書及び特定月の販売原票の元となる電子データを閲覧して、不正な仕切りを行っていないか検証する。	<p>イ 売買仕切書に記載されている出荷者名、品名、等級、数量、単価等が、送り状、販売原票、請求書等と同一か。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 受託物品について、卸売の相手方として物品の買受け（自社買付）を行った後、仲卸業者等に対して、より高値で再販売（減仕切り）する頻度が高く不自然なものとなっていないか。 <p>ハ 卸売物品について、当該販売先から当該物品の販売の委託を受け、又は買い受けることを前提としてこれを行い（買戻し）、より高値で再販売（減仕切り）する頻度が高く不自然なものとなっていないか。</p> <p>二 出荷者の住所、連絡先等を確認して、架空の者に仕切金を交付していないか。 （特に現金払の出荷者に留意する。）</p>	売買仕切書、販売先に対する請求書、販売原票の電子データ、現金払の判取り帳等
iv 請求事務	請求書と販売代金の回収状況を検証する。	<p>イ 第三者への請求について、支払猶予の特約や契約による期間を相当程度超えているなど、決済サイトが長期になっていないか。</p>	請求書、売掛金台帳等
v 事故処理	事故処理に係る理由の正当性、りん議の状況、事故品・処理担当者の偏り等を検証する。	<p>イ 事故処理について、不可解な事案は認められていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 事故処理が特定の担当者又は品目に偏ってないか。 <p>ハ 事故担当責任者による確認が行われることなく、営業担当者が同様の事故処理を繰り返していないか。</p>	事故処理伝票、販売原票、販売原票の電子データ等

vi 在庫管理	<p>在庫管理に関する社内規程等及び在庫の点検確認状況を示す書類を閲覧して、在庫管理が的確に行われているか検証する。</p>	<p>イ 責任者による在庫の点検確認が的確に行われているか。</p> <p>ロ 在庫管理について営業部門等と業務運営管理部門との間で相互けん制・役割分担が適切に行われているか。</p> <p>ハ 在庫数量と現物実査数量が異なる場合の対応が適切に行われているか。</p> <p>二 棚卸しと棚卸しの間（期中）に相当量の在庫を抱えているながら、棚卸し前には在庫が大幅に減少している事例が繰り返されている商品はないか。</p> <p>木 品傷み、賞味期限切れ等商品価値がないにもかかわらず、在庫として計上している商品はないか。</p>	在庫台帳、棚卸関係資料等
（2）卸売業者による差別的取扱いの禁止	<p>通常の商取引において許容される範囲を超えて、特定の取引参加者に便宜を与える行為等が行われていないか及び当該非違行為が検出された場合に開設者が適切に関与しているか検証する。</p>	<p>イ 大型小売事業者等からの働きかけを受け、当該大型小売事業者等の取引に利するため、特定の出荷者、仲卸業者又は売買参加者に便宜を与えていないか。</p> <p>ロ 先取り（正規の販売開始時刻以前に物品を仲卸業者、売買参加者に引き渡すこと）が、開設者の定めた基準及び手続によらずに繰り返し行われていないか。</p> <p>ハ 相対取引等において、他の買受人を排斥するような形で特定の者に対し優先的に販売して、又は不当とみられる価格条件等を示して実質的な販売拒否をしているか。</p>	販売原票、販売原票の電子データ、先取りに係る申請、届出書類等
（3）卸売業者による売買取引の方法	<p>せり賣若しくは入札の方法によることとされている物品又は一定の割合をせり賣若しくは入札の方法によるとされている物品について、規定に反して相対取引が行われていないか及び当該非違行為が検</p>	<p>イ 正当な理由なくせり賣又は入札の方法によることとされている物品を相対取引による方法で卸売していないか。</p> <p>ロ 規定で定められた一定割合を超えて相対取引による方法で卸売していないか。</p> <p>ハ せり賣又は入札の方法による卸売の結果生じた残品</p>	売買取引の方法の結果に係る報告物、販売原票の電子データ、売買取引の結果の公表をした資料等

	<p>出された場合に開設者が適切に関与しているか検証する。</p>	<p>を相対取引による方法に変更している場合、承認申請するなどの手続を経ているか。また、卸売業者が一方的に売り止めを行い、恣意的にせり残品として処理していないか。</p>	
(4) 卸売業者による売買取引の条件の公表	<p>卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）第5条各号に掲げる項目について、卸売業者が公表している内容と実態が乖離していないか及び当該非違行為が検出された場合に開設者が適切に関与しているか検証する。</p>	<p>イ 取扱品目以外の品目を取り扱い、他部門の卸売業者の営業を妨害していないか。</p> <p>ロ 物品の引渡しについて、公表している以外の方法による引渡しをしていないか。</p> <p>ハ 委託手数料、その他卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用について、公表している以外の名目で金銭を收受していないか。</p> <p>ニ 受託物品の卸売代金の出荷者に対する支払について、受託契約約款等で公表した期日を超えて遅延していないか。</p> <p>ホ 売買取引に関する奨励金その他の販売代金以外の金銭について、公表している内容又は基準を逸脱して交付等していないか。</p>	<p>売買取引条件の公表をした資料、受託契約約款、販売原票の電子データ等</p>
(5) 卸売業者による受託拒否の禁止	<p>受託拒否について、関係資料を閲覧し、卸売業者の恣意により正当な理由なしに受託拒否が行われていないか及び当該非違行為が検出された場合に開設者が適切に関与しているか検証する。</p>	<p>以下の理由以外で受託拒否していないか。</p> <p>① 食品衛生上有害である物品</p> <p>② 過去に全て残品となり販売に至らなかった物品と品質が同等であると開設者が認める物品</p> <p>③ 卸売業者が卸売業務のために使用する施設の受入能力を超える場合</p> <p>④ 法令違反の物品、公益に反する疑いがある物品又は販売を制限する行政機関の指示又は命令があった物品</p> <p>⑤ 業務規程等の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない販売委託の申込み</p>	<p>受託拒否の事実がわかる資料、納品書等</p>

		<p>⑥ 当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白な物品</p> <p>⑦ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）からの販売委託の申込み</p> <p>⑧ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者からの販売委託の申込み</p> <p>⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者からの販売委託の申込み</p>
(6) 決済の確保	<p>健全な財務状況の確保の観点から、卸売業者の資産、負債及び純資産並びに損益について、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（「中小企業の会計に関する指針」（以下「指針」という。）又は「中小企業の会計に関する基本要領」を含む。）のうちから当該卸売業者が採用するものに従って、</p> <p>① 計上漏れの資産、負債勘定等はないか</p> <p>② 各勘定科目的金額が正しく計上されているか</p> <p>③ 簿外の勘定がないか</p> <p>等に留意した上で、開設者が業務規程等で定めた財務基準又は業務改善措置命令の対象としている基準（以下「財務基準」と</p>	卸売業者の財務に関する書類（株主総会用の事業報告、計算書類及び附属明細書、税務申告書、同添付書類、残高試算表等）

	<p>いう。)を充足しているか、粉飾等の不適切な処理がないかを検証し、併せて不適切な処理が検出された場合に開設者が適切に関与しているかを検証する。</p>	
i 資産等の評価	<p>指針を基にした資産等の評価における主な留意事項を以下の1から9までに例示する。</p> <p>なお、例示したチェック項目以外の項目及び例示以外の勘定についても、卸売業者の規模、財務内容等を勘案し適宜検証する。</p>	
1 有価証券	<p>イ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価しているか。</p> <p>ロ 売買目的有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としているか。</p> <p>ハ 市場価格のあるその他有価証券は、時価をもって貸借対照表価額としているか。なお、保有残高が多額でないと判断して、貸借対照表価額を取得原価とする場合は、総資産に占める有価証券の割合や評価差額の重要性等、有価証券の保有が財政状態に与える影響を総合的に勘案等しているか。</p> <p>二 満期保有目的の債券、子会社株式、関連会社株式及びその他有価証券のうち市場価格のある有価証券は、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としているか。</p>	<p>有価証券を保有していることを示す書類、有価証券発行会社の直近の決算書等</p>

		木 有価証券発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した市場価格のない株式は、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理しているか。	
2 棚卸資産		<p>イ 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上しているか。</p> <p>ロ 棚卸資産について、災害による著しい損傷、著しい陳腐化その他これらに準ずる特別の事実が生じた場合、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げているか。</p> <p>ハ 棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合は、時価をもって貸借対照表価額としているか。</p>	商品の在庫台帳等
3 貸倒損失又は貸倒引当金		<p>イ 債権が法的に消滅した場合又は回収不能な債権がある場合、貸倒損失を計上し債権金額から控除しているか。</p> <p>ロ 取立不能のおそれがある金銭債権は、取立不能見込額を貸倒引当金として計上しているか。</p> <p>ハ 貸倒損失又は貸倒引当金繰入額は、発生の態様に応じて損益計算書上区分して表示しているか。</p>	貸付けに係る返済計画、返済状況及び貸付先の財務状況を示す資料、売掛金台帳、貸倒引当金及び同繰入額の算定資料等
4 固定資産		<p>イ 固定資産は、原則として取得原価で計上しているか。</p> <p>ロ 減価償却は経営状況等により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っているか。</p> <p>ハ 予測することができない著しい資産価値の下落が生じた固定資産は、相当の減額をしているか。</p>	固定資産管理台帳等
5 税効果会計		イ 一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）	繰延税金資産の算定資料、税

		が生じた際は、繰延税金資産又は繰延税金負債を適切に計上しているか。	務申告書等
6 賞与引当金		<p>□ 繰延税金資産の回収可能性は、指針等で示されている回収可能性についての判断基準に基づいて、厳格かつ慎重に検討しているか。</p> <p>イ 翌期に従業員に対して支給する賞与の見積額のうち、当期の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として計上しているか。</p>	賞与引当金及び同繰入額の算定資料等
7 退職給付債務又は退職給付引当金		<p>イ 確定給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合は、期末の退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しているか。</p> <p>□ 確定拠出制度（中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度）を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理しているか。</p>	退職給付引当金及び同繰入額の算定資料等
8 その他の引当金		イ 将来発生する可能性の高い特定の費用又は損失で、発生原因が当期以前にあり、かつ、金額を合理的に見積もることができるものは、引当金として計上しているか。	引当金及び同繰入額の算定資料等
9 表示		<p>イ 営業上の債権のうち破産債権等で1年内に弁済を受けることができないものは、投資その他の資産の部に表示しているか。</p> <p>□ 営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年内に到来しないものは、投資その他の資産の部に表示しているか。</p>	決算仕訳に関する資料等
ii 純資産額の算出、流動比率、自	検査基準日の直近の事業年度に係る計算書類について、(6)	イ 開設者は、財務基準の比率及び数値を適切に算出しているか。	計算書類等

	<p>自己資本比率及び経常損益の計算並びに財産の状況</p> <p>(純資産額、流動比率、自己資本比率、経常損益等)若しくは業務改善措置命令の対象としている財務基準を充足しているか、経常損失が多額若しくは一定程度以上連續していないか、又は純資産額が一定水準以下となっていかを検証するとともに、財務基準等を充足しない事項が検出された場合に開設者が適切に関与しているか検証する。</p>	<p>の i の検証により修正が必要な事項が検出された場合は、それを反映した財務計数が、開設者が業務規程等で定めた財務基準</p> <p>□ 開設者は、財務基準を充足していない取引参加者に対して、改善に向けた検討を行わせ、必要に応じて改善報告を求めるなどの指導をしているか。</p>	
<p>(7) 卸売業者による卸売の数量及び価格、予定数量、委託手数料等の状況等の公表</p>	<p>卸売業者が、卸売予定数量、卸売の数量、価格、委託手数料、獎励金等の状況等について、インターネットの利用その他適切な方法により、業務規程等に従って開設者が定める時までに公表しているか及び当該公表に関する非違行為が検出された場合に開設者が適切に関与しているか検証する。</p>	<p>イ 省令第8条第2項第3号イの規定(せり賣又は入札の方法)による卸売(ハ又はニに掲げるものを除く。)</p> <p>ロ 省令第8条第2項第3号ロの規定(相對取引)による卸売(ハ又はニに掲げるものを除く。)</p> <p>ハ 省令第8条第2項第3号ハの規定(仲卸業者その他の特定の買受人以外の買受人への販売)による卸売</p> <p>ニ 省令第8条第2項第3号ニの規定(市場外販売)による卸売の区分ごとに、</p> <p>① 卸売予定数量、主要な産地</p> <p>② 主要な品目の卸売数量、主要な産地、高値、中値、安値に区分した卸売価格</p> <p>を公表しているか。</p>	<p>卸売業者から提出された卸売の数量及び価格、予定数量、委託手数料、獎励金等に係る資料等</p>
<p>(8) Ⅲの4の(1)から(7)までに掲げる事項以外の卸売業者</p>	<p>業務規程等において、法第4条第5項第6号に規定する遵守事項の定めがある場合は、当該規定に基づ</p>	<p>イ 第三者への卸売に関する規制が設けられている場合、卸売業者が当該規定に則した手続をとることなく、不適切な取引をしてい</p>	<p>第三者への卸売、直荷引きに係る申請・届出書類等</p>

の遵守事項	<p>く卸売業者からの申請書類、届出・報告書類、販売原票等を閲覧して、不適切な取引や行為が繰り返し行われていないか及び当該非違行為が検出された場合に開設者が適切に関与しているか検証する。</p>	<p>ないか。 □ 仲卸業者による卸売業者以外からの買付に関する規制（以下「直荷引き」という。）が設けられている場合、仲卸業者が当該規定に則した手続をとることなく、不適切な取引をしていないか。</p> <p>ハ イ及びロ以外の法第4条第5項第6号に規定する遵守事項の規定について、取引参加者が当該規定に則した手続をとることなく、不適切な行為をしていないか。</p>	
IV 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとの売買取引の方法の設定	<p>開設者が、卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法の設定について、規定に基づく手続を適切に行っているか検証する。</p>	<p>イ 売買取引の方法ごとに、売買取引を行う物品の種類及び数量又は割合を新たに定め、又は変更しようとするとき、運営協議会等の意見を聴取するなどの所定の手続をとっているか。</p> <p>□ イにより定め、又は変更した物品の種類及び数量又は割合を市場関係者に周知しているか。</p> <p>ハ 法第6条第1項の規定で定める業務規程の変更に該当する売買取引の方法の変更をする場合、農林水産大臣に対し認定事項の変更に係る認定申請をしているか。</p>	<p>売買取引の方法の定めの手続に関する資料、売買取引の方法に係る協議会等開催に関する資料、認定事項の変更に係る認定申請に係る資料等</p>
V 決済の方法の設定	<p>開設者が、卸売市場における売買取引を行う者の決済に係る、支払期日、支払方法その他の決済の方法の設定について規定に基づく手続を適切に行っているか検証する。</p>	<p>イ 支払期日、支払方法その他の決済の方法を新たに定め、又は変更しようとするとき、運営協議会等の意見を聴取するなどの所定の手続をとっているか。</p> <p>□ イにより定め、又は変更した物品の種類及び数量又は割合を市場関係者に周知しているか。</p> <p>ハ 法第6条第1項の規定で定める業務規程の変更に該当する決済の方法の変更をする場合、農林水産大臣に対し認定事項の変更に係る認定申請をしているか。</p>	<p>決済の方法の定めの手続に関する資料、決済の方法に係る協議会等開催に関する資料、認定事項の変更に係る認定申請に係る資料等</p>

VI その他 I から V までに掲げる事項以外の開設者の遵守事項	<p>開設者が、法第6条に定める中央卸売市場に係る変更に該当する事項がある場合、同条に基づき、適切に認定の変更申請又は届出等を行っているか検証する。</p>	<p>イ 法第4条第2項各号</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 ② 卸売市場の名称 ③ 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項 ④ 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項 ⑤ 卸売市場の業務の運営体制に関する事項 ⑥ 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 ⑦ 卸売市場の卸売業者に関する事項 ⑧ 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 <p>又は業務規程について、変更がある場合、認定の変更申請がされているか。</p> <p>□ 省令第12条各号に掲げる事項（中央卸売市場に係る軽微な変更）について、該当がある場合、認定事項の軽微な変更に係る届出書又は運営状況報告書により適切に届出等がされているか。</p>	
--------------------------------------	--	--	--

第5 財務検査に係るチェックリスト

検査項目	検証手續	留意すべき事項	検証資料
I 地方公共団体 1 予算執行及び決算処理	卸売市場に関する予算執行及び決算処理並びにその内容の適否並びに会計規則等の遵守状況を検証する。	<p>イ 会計管理者、支出負担行為責任者、出納員その他の会計職員の個別任命及び選任は適正か。</p> <p>ロ 総収入及び総支出の各項目について、実績に対する見込額が過大又は過小なものとなっていないか。</p> <p>ハ 総収入及び総支出の各項目について、実績額が適正に計上されているか。</p> <p>ニ 財産の貸付けについて、適正に処理されているか。</p> <p>ホ 補助金の使用及び区分経理は規定に基づき適正に処理されているか。</p> <p>ヘ 伝票及び帳簿は適正に整理及び処理されているか。</p>	歳入歳出予算に関する資料、歳入歳出決算に関する資料、会計帳簿、出納計算書、支払証拠書等
2 使用料の徴収	取引参加者に対する使用料の收受又は徴収状況を閲覧して、適正に処理されているか検証する。	イ 使用料の徴収に当たって、正当な理由なく、減免又は過大徴収していないか。	使用料徴収内訳等
3 業務運営に必要な資金の確保	卸売市場の業務運営に必要な資金の確保状況について関係書類を閲覧し支障が生じていないか検証する。	<p>イ 長期借入金及び起債の返済及び償還に支障が生じていないか。</p> <p>ロ 他会計からの繰出金の状況に支障が生じていないか。</p> <p>ハ 貸付金及び貸付金利息の回収に支障が生じていないか。</p> <p>ニ 補助金及び交付金収入を適切に見込んでいるか。</p>	長期借入金、起債に係る資料、他会計からの繰出金に係る資料、貸付金に係る契約書、貸付金の回収状況を示す資料、補助金、交付金に係る申請書、実績報告書等
II 公営企業会計を適用している地方公共団体又は地方公共団体以外の法人	公営企業会計又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行等、準拠することとしている会計規定に則した会計処理がされているか検証する。	第4業務検査に係るチェックリストⅢの4(6)決済の確保に掲げる留意すべき事項の各項目に準じて検証する。	決算書類、計算書類等、株主総会用の事業報告、税務申告書、会計帳簿、出納計算書、支払証拠書等